

**改正**

平成6年3月3日規則第3号

平成7年6月30日規則第29号

平成16年3月30日規則第34号

平成17年3月30日規則第18号

平成18年3月30日規則第24号

平成22年3月30日規則第11号

平成23年2月15日規則第5号

平成28年9月30日規則第35号

(趣旨)

**第1条** この規則は、長野市商工業振興条例（昭和57年長野市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

**第2条** 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野市商工業助成事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該助成事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業実施計画書
- (2) 施設の設計図（用地取得を含む場合は公図の写し）及び施設の位置を示す図面（1万分の1以上のもの）
- (3) 資金計画書
- (4) 法人にあつては登記事項証明書及び定款の写し
- (5) 市税の納付確認に関する同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(認定)

**第3条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認し、必要に応じ実地調査を行い、助成事業と認定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

(届出)

**第4条** 前条の認定を受けた者（以下「事業者」という。）は、助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに長野市商工業助成事業変更（中止）届書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付申請)

**第5条** 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、長野市商工業助成事業助成金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該助成事業の完了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 長野市商工業助成事業完了報告書（様式第4号）
- (2) 市税の納付確認に関する同意書（交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認し（交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に限る。）、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨事業者に通知するものとする。

(交付請求)

**第7条** 事業者は、助成金の交付を請求しようとするときは、長野市商工業助成事業助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(助成対象団体等)

**第8条** 条例第6条第2項に規定する団体等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 長野市土地開発公社
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項から第3項までに規定する事業を行う者
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行者で同法第3条第2項に規定するもの
- (4) その他市長が特に認める者

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

(長野市商工業振興条例施行規則の廃止)

- 2 長野市商工業振興条例施行規則（昭和45年長野市規則第10号）は、廃止する。

**附 則**（平成6年3月3日規則第3号抄）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行（中略）する。

**附 則**（平成7年6月30日規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

**附 則**（平成16年3月30日規則第34号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に認定している助成事業については、なお従前の例により交付申請することができる。

**附 則**（平成17年3月30日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月30日規則第24号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月30日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年2月15日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。